

意見書案第 30 号

後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の継続等を求める意見書

平成 20 年から実施された後期高齢者医療制度は、9 年目を迎える。この制度における保険料の軽減としては、政令で、均等割の 2 割、5 割、7 割軽減となっているが、国の特例措置として、低所得者に対する所得割の実施や、均等割の軽減を 8.5 割、9 割に拡大してきた。加えて、後期高齢者になるまで被用者保険などの被扶養者だった人も 9 割軽減としてきた。平成 27 年度の国の予算ベースでは、所得割の 5 割軽減で 153 万人、8.5 割軽減で 274 万人、被扶養者だった人の 9 割軽減で 171 万人が国の特例措置の対象となっている。

北海道では、概算で平成 27 年度の均等割 9 割軽減で 19 万 1 千人（全被保険者に占める割合 25.7%）8.5 割軽減 13 万 6 千人（同 18.3%）、被扶養者軽減 5 万 9 千人（同 7.9%）で合計 38 万 7 千人が対象となっており、全被保険者に占める均等割合軽減は 51.9%に上がっている。また、所得割軽減の対象は 7 万 3 千人で 9.8%を占めるに至っている。

釧路市でも、被保険者 2 万 5 千 298 人（平成 28 年 5 月現在）のうち、9 割軽減と 8.5 割軽減対象者は 1 万 4 千 810 人と全体の 58.5%となっている。軽減特例措置廃止での影響額（均等割年額）は 9 割軽減対象者で 1 万円、8.5 割軽減対象者で 7,500 円となる。

こうした状況の中、国においては、平成 26 年 6 月 4 日の「経済財政運営と改革の基本方針」（いわゆる骨太の方針）により、後期高齢者医療の保険料軽減措置について段階的に見直しを進めることを決定し、平成 27 年 1 月 13 日の社会保障制度改革推進本部決定により、平成 29 年度から原則的に政令の 2 割、5 割、7 割に戻す予定である。この軽減特例が廃止されれば、加入者の半数を超える約 60%の均等割・所得割軽減対象者に、2 倍、3 倍、5 倍などの保険料の引き上げによる甚大な影響が及ぶ。北海道でも加入者 75 万 7 千人のうち 46 万人の生活に影響し、高齢者の最大収入源である年金の引き下げや生活必需品の値上がりなどによる生活環境のさらなる悪化が懸念される。

よって、国においては、社会保障・税一体改革による社会保障の充実に係る施策の見直しについて、低所得者に対する負担に配慮したものとなるよう、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を含めた見直しを行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 9 月 16 日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
社会保障・税一体改革担当大臣

宛